

秩父広域市町村圏組合水道事業 経 営 戦 略

計画期間：令和3年度～令和12年度

令和3年7月改定
秩父広域市町村圏組合水道局

— 目 次 —

1. 策定の背景と目的.....	1
2. 業務概要	2
2-1. 事業の現況.....	2
2-2. これまでの主な経営健全化の取組.....	4
2-3. 経営比較分析表を活用した現状分析.....	4
3. 将来の事業環境.....	7
3-1. 給水人口の予測.....	7
3-2. 水需要の予測	9
3-3. 料金収入の見通し	13
3-4. 施設の見通し.....	15
3-5. 組織の見通し.....	18
4. 経営の基本方針.....	19
4-1. 秩父地域水道のあるべき姿	19
4-2. 技術基盤に関する取組.....	19
4-2-1. 施設整備計画.....	19
4-2-2. 管理体制の強化.....	20
4-3. 経営基盤に関する取組.....	20
4-3-1. 財源確保	20
4-3-2. 運営管理	20
4-3-3. サービス対応	20
5. 投資・財政計画(収支計画)	21
5-1. 収支計画のうち投資についての説明.....	21
5-2. 収支計画のうち財源についての説明.....	21
5-2-1. 構成市町等からの繰入.....	21
5-2-2. 企業債.....	22
5-2-3. 給水収益(料金収入)	22
5-3. 収支計画のうち投資以外の経費についての説明.....	25
6. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	28

1. 策定の背景と目的

近年、水道事業は人口の減少等に伴う給水収益の減少、老朽化した施設の更新、地震対策、高度化・複雑化する水質管理の強化など全国的に厳しさを増しており、秩父地域においても同様に様々な課題に直面している。

これらの課題に対し秩父地域が一体となって解決するため、1市4町(秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町及び小鹿野町)の4水道事業を統合し、平成27年度に策定した秩父地域水道事業広域化基本構想(ビジョン)(以下「広域化基本構想」という。)及び秩父地域水道事業広域化基本計画(以下「広域化基本計画」という。)に基づき、平成28年4月1日から秩父広域市町村圏組合水道事業として運営している。

また、平成28年度には、総務省から公営企業に対する経営戦略の策定の要請をうけ、秩父広域市町村圏組合水道事業経営戦略(以下「水道事業経営戦略」という。)を策定した。

平成28年度の事業統合から5年が経過したことを踏まえ、計画に対する達成状況を確認するとともに、より効率的・効果的な計画の推進を図るため、広域化基本構想及び広域化基本計画の時点修正を行った。

また、令和3年度には、1市4町の水道料金を統一することも踏まえ、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な基本計画となる水道事業経営戦略を見直すこととした。

水道事業経営戦略の策定にあたっては、平成28年1月に総務省が示した「経営戦略策定ガイドライン」に基づき策定しており、その内容は、広域化基本構想及び広域化基本計画をベースとし、各種数値について現況数値を反映させている。

水道事業経営戦略は、広域化基本構想の中で基本理念として掲げた「水道利用者に対して、安心・安全でおいしい水を供給し続ける水道事業」の実現を目的とし、計画的な施設の更新や耐震化の推進、水道料金体系の統一、効率的な施設統廃合、国等の補助制度の活用及び民間技術を活用した官民連携等を踏まえ、経営基盤と技術基盤を強化するための中長期的な経営の基本計画である。

2. 業務概要

2-1. 事業の現況

1) 給水

供用開始年月日	平成28年4月1日	計画給水人口	100,230 人
法適（全部・財務）	法適用（全部）	現在給水人口	93,503 人
		有収水量密度	0.31 千 m^3 /ha

2) 施設

水源	表流水、伏流水、地下水、その他			
施設数	浄水場設置数	39	管路延長	1,128 千m
	配水池設置数	165		
施設能力	72,760	m^3 /日	施設利用率	54.67 %

※施設能力は、令和元年度総務省決算統計による数値

表 2-1 令和元年度地方公営企業決算状況調査による値

項目	秩父広域
現在給水人口 (人)	93,503
有収水量密度 (千 m^3 /ha)	0.31
有収水量 (千 m^3)	11,535
給水区域面積 (ha)	37,426
浄水場設置数	39
配水池設置数 (池数)	165
施設能力 (m^3 /日)	72,760
管路延長 (千m)	1,128
施設利用率 (%)	55
一日平均配水量 (m^3 /日)	39,779

※現在給水人口は、令和元年度水道統計による数値

3) 料金

(1) 料金体系の概要・考え方

統合時の課題であった水道料金の統一を令和3年4月1日に実施し、利用者間の公平、平等が確保された。

水道料金は、水道メータの口径別料金(基本料金)と使った水の量に従って負担する従量料金(水量料金)の二部料金制を設定している。また、従量料金(水量料金)は、逓増従量料金制を採用している。

(2) 料金改定年月日（消費税のみの改定は含まない）

秩父市：平成26年10月1日
 横瀬町：平成7年7月1日
 小鹿野町：昭和61年4月1日
 皆野町・長瀬町：平成8年10月1日

令和3年4月1日 水道料金統一

4) 組織

組織体系は図 2-1のとおりである。

水道局の職員数は46人であり、全体の約3割が50歳以上である。

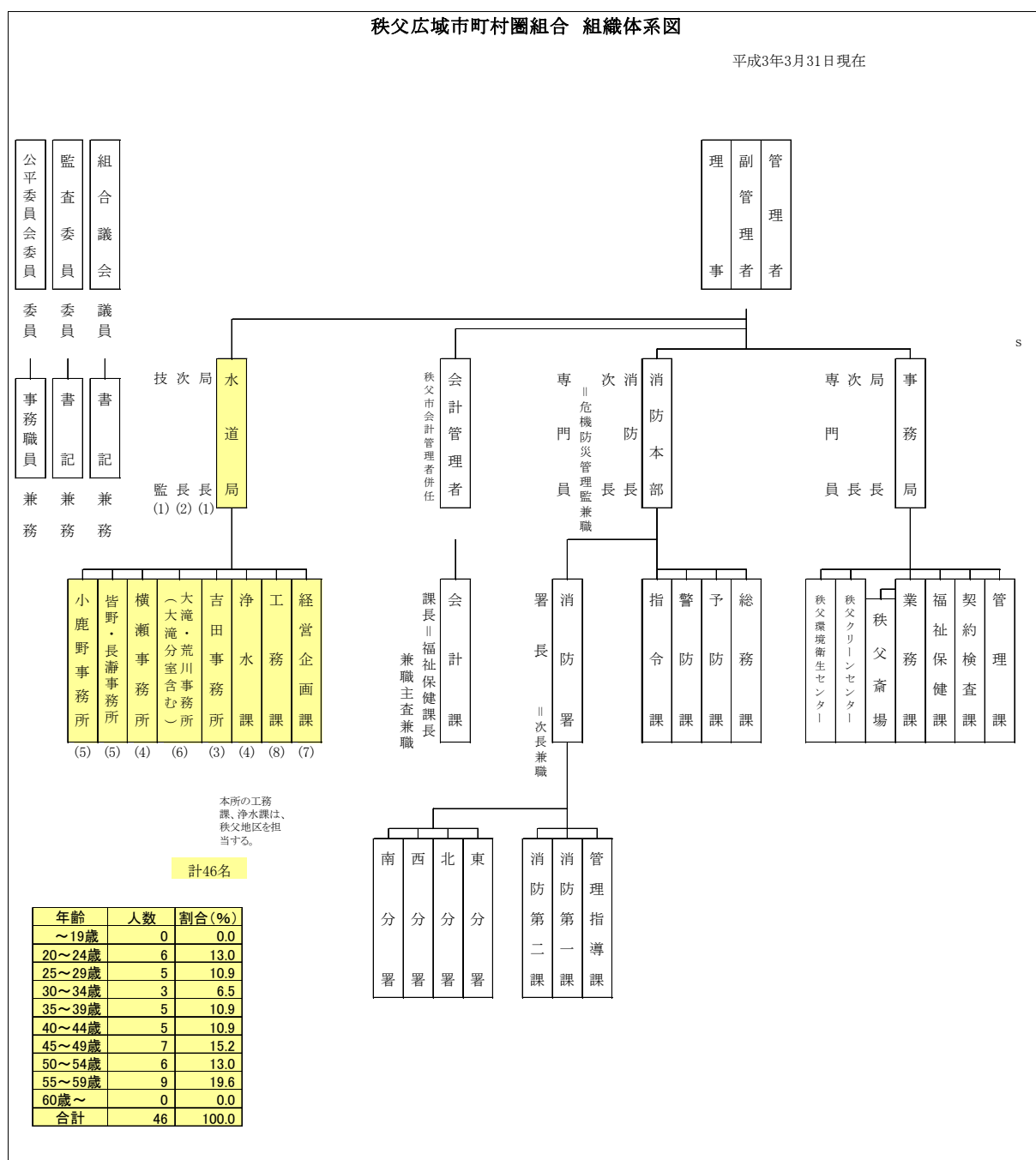


図 2-1 秩父広域市町村圏組合 組織体系図

2－2．これまでの主な経営健全化の取組

1) 水道事業の広域化

秩父市、横瀬町、小鹿野町及び皆野・長瀬上下水道組合の水道事業を統合し、平成 28 年 4 月 1 日から秩父広域市町村圏組合で水道事業を運営している。

水道事業の広域化により、水道施設の統廃合を行うことで更新費用を削減できるとともに、国の補助制度を活用することもできる。また、日常業務を共同化することにより効率的な人員配置等を行うことで経常経費の削減を図りながら、サービス水準を一定レベルに引き上げる効果も期待できる。

2) 水道料金等の包括的業務委託

水道事業の広域化に伴い、秩父市で実施していた水道料金等の包括的業務委託を平成 28 年 4 月 1 日から全域に拡充し、実施している。

3) その他

水道施設の監視体制の一元化については、遠方監視システムの導入に併せて順次進めている。

水道の開始・中止・異動届の受付及び処理、検針業務、請求事務等を包括委託し、事務の統一化を図っている。

2－3．経営比較分析表を活用した現状分析

経営比較分析表を図 2－2に示す。

事業の収益性を示す経営収支比率はほぼ横ばいを示し、100％以上を維持している。また、累積欠損金も生じていないため、広域化によって経営状況は改善しているといえる。ただし、料金回収率は、令和元年度に 100％を下回り、現行料金では独立採算による経営が厳しい状況である。

流動比率は平成 30 年度に類似団体を下回る数値となったが、令和元年度には 400％を上回る水準に戻った。100％以上を維持しているため資産の流動性に問題はない。

企業債残高対給水収益比率は令和元年度において類似団体より高く、微増で推移している。これは、施設の更新のために起債額が増加しているためである。今後とも適切な水準を維持しながら計画的に施設の更新を進める必要がある。

有収率は類似団体を下回っているが、老朽管の更新により改善が見込まれる。一方で、広域化により減少傾向にあった給水原価は、今後、経年化施設の更新事業費の増大と水需要の減少により上昇していくことが見込まれる。

施設利用率は類似団体より低く、低迷していることから、施設規模の適正化に努める必要がある。

有形固定資産減価償却率はほぼ横ばいで推移しているが、管路経年化率が増加傾向にある。更新基準に基づく老朽管の積極的な更新を行っているため、平成 30 年度には、管路更新率が向上した。今後も管路や老朽化が進む浄水施設等の更新と、そのための財源の確保に努める必要がある。

今後は、地震等の災害等に強い水道施設を構築するため、管路の更新と更新資金の確保が大きな課題となる。特に、資金の確保については、国の補助制度の活用はもとより、企業債など、将来負担との公平性を考慮した財政計画を立てる必要がある。

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	水道事業	末端水道事業	A4	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率	1か月20m3当たり家庭料金(円)	
—	79.56	98.48	3,388	

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
—	—	—
現在給水人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
96,267	374.26	257.22

※現在給水人口：令和元年度総務省決算統計報告値

グラフ凡例
■ 当該団体値（当該値）
— 類似団体平均値（平均値）
[] 令和元年度全国平均

分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

①経常収支比率、②累積欠損金比率、⑤料金回収率

災害復旧事業費が発生した影響で、料金回収率、経常収支比率ともに低下しました。令和3年4月に料金改定を行うものの、構成市町繰入金により改定率を抑える措置を講じるため、料金回収率の低下が懸念されています。累積欠損金は生じていません。

③流動比率

H30年度は一時的な未払金の増加により類似団体を下回る数値となりましたが、R1年度は改善しており、資金の流動性に問題はありません。今後も将来の見込みを踏まえながら流動資産の確保に努めます。

④企業債残高対給水収益比率

施設の更新ペースを上げていることから起債額も増加しています。企業債の過度の依存が経営を圧迫しないよう計画的に施設の更新を進めます。

⑥給水原価、⑧有収率

有収率は類似団体を下回っていますが、老朽管の更新ペースを上げることで改善に努めます。給水原価は広域化によるスケールメリットにより減少傾向にありましたが、災害復旧費の発生によりR1年度は数値が急増しました。今後の経年化施設の更新事業費の増大と水需要の減少が相まり、上昇していくことが見込まれます。

⑦施設利用率

人口減少に伴う水需要の減少に起因し、施設利用率が低迷しています。施設のダウンサイジングにより規模の適正化と経営状況の改善に努めます。

2. 老朽化の状況について

①有形固定資産減価償却率、②管路経年化率

管路の更新を鋭意進めています。浄水施設等の老朽化も進んでいる状況です。今後も老朽化が進む中、法定耐用年数を超えた漏水の多い管路を重点的に更新していくことで数値の改善を目指します。

③管路更新率

前年度に比べ、R1年度は数値が低下しましたが、投資・財政計画において現実的な更新基準を設定し、優先順位の高い管路から計画的に更新するよう努めています。今後も必要な更新を先送りすることのないよう投資計画を常に見直し、必要な財源確保に努めていきます。

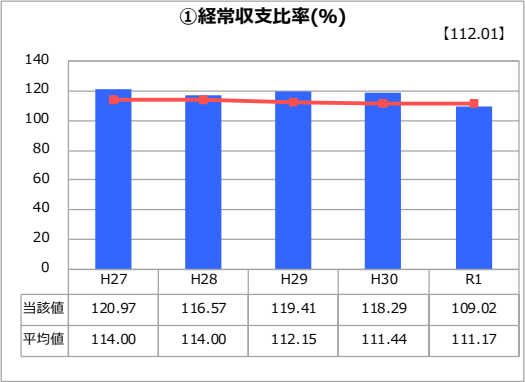
全体総括

平成28年4月から秩父市、横瀬町、皆野・長瀬上下水道組合（皆野町、長瀬町）、小鹿野町の水道事業が統合され、秩父広域市町村圏組合水道事業が開始されました。この広域化による施設の統廃合により、今後多くの経営指標において改善が期待できます。

当組合は大正13年、埼玉県内初の水道として事業開始した施設を所有していることから、老朽化についても県内で最も進んでいる状況です。長期にわたり持続可能な経営基盤の確保は全国的な課題となつていますが、必要な投資と料金改定を先送りすることなく、健全な投資・財政計画のもと事業を進めていきます。

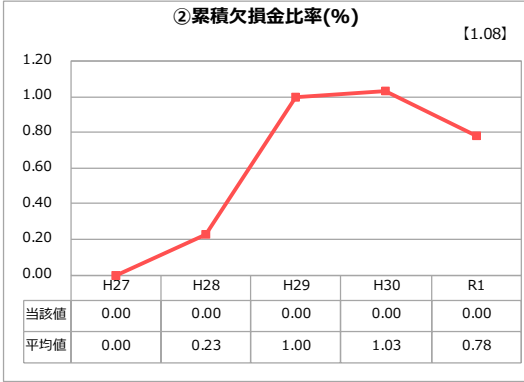
今後も秩父地域が力を合わせ、安心・安全なおいしい水を将来にわたって安定給水していきます。

1. 経営の健全性・効率性



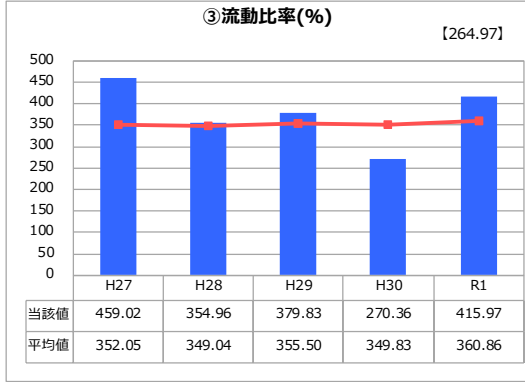
「経常損益」

事業の収益性を示すものであり、100%を上回っていれば良好な経営状態である。



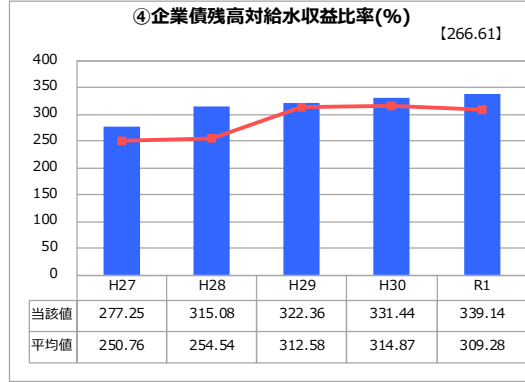
「累積欠損」

事業の健全性を示すものであり、累積欠損金が発生していると企業は健全なものとはいえないため、0%であることが望ましい。



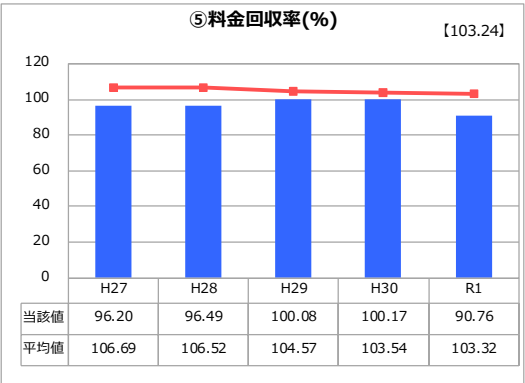
「支払能力」

事業の財務の安全性を示すものであり、100%以上であることが必要である。100%下回っていると不良債務が発生している可能性がある。



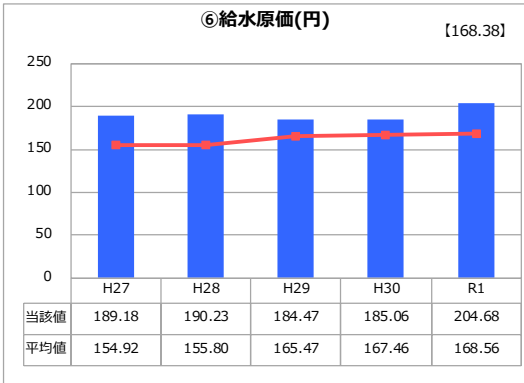
「債務残高」

企業債残高の規模を示すものであり、値が低いほど望ましい。200%の場合、給水収益の2年分の企業債残高が残っていることを意味する。



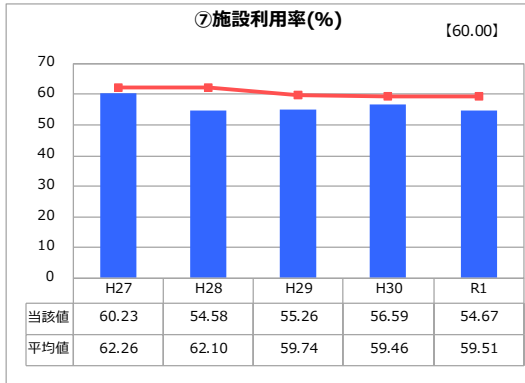
「料金水準の適切性」

経営状況の収益性を示すものであり、100%以上が望ましい。100%を下回っていると給水にかかる費用が料金収入以外で賄われている。



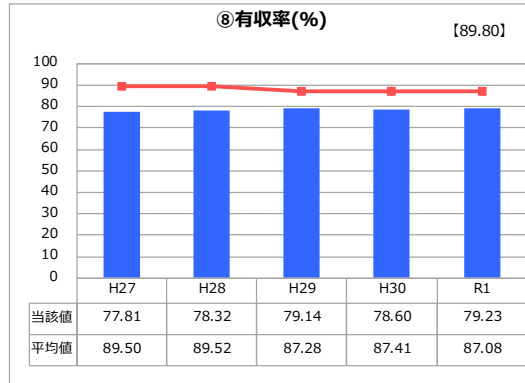
「費用の効率性」

水量1m3あたりどれだけ費用がかかっているかを示すものであり、値が低いほど生産コストが低いことを意味する。



「施設の効率性」

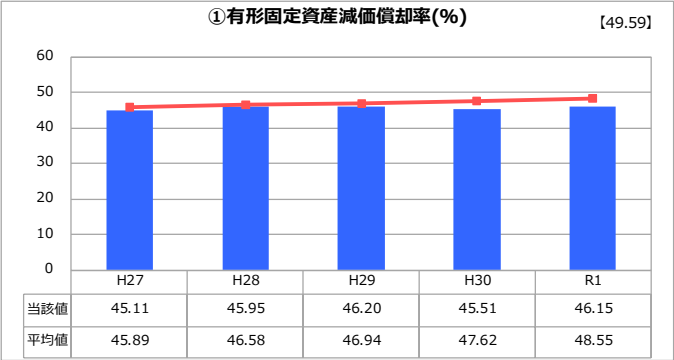
水道施設の効率性を示すものであり、経営効率化の観点では高い方がいいが、施設更新や事故に対応できる一定の余裕は必要である。



「供給した配水量の効率性」

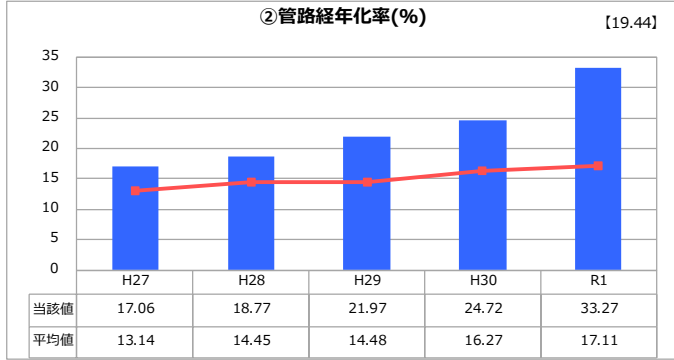
配水量に対して料金で回収される水量の割合であり、値が高いほど収益性が高く、漏水が少ないことを意味する。

2. 老朽化の状況



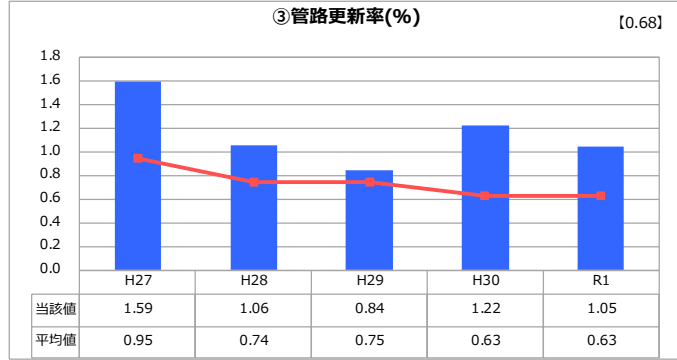
「施設全体の減価償却の状況」

償却資産における減価償却済みの部分の割合を示すものであり、値が高いほど資産の経年化が進んでいることを意味する。



「管路の経年化の状況」

管路総延長に対して法定耐用年数(40年)を超過している管路延長の割合を示すものであり、値が高いほど管路の経年化が進んでいることを意味する。



「管路の更新投資の実施状況」

管路総延長に対して更新された管路延長の割合を示すものであり、値が高いほど更新が進んでおり、更新率1%の場合、管路の更新周期が100年周期であることを意味する。

図 2－2 経営比較分析表

3. 将来の事業環境

3-1. 給水人口の予測

将来の給水人口の推計方法は表 3-1のとおりである。

表 3-1 給水人口の推計方法

項目	推計方法
行政区域内人口	1 市 4 町(秩父市、横瀬町、小鹿野町、皆野町及び長瀬町)の行政区域内人口について、コーホート要因法に基づき将来の人口を推計した。コーホート要因法では、平成 27 年の男女 5 歳階級別人口を出発点とし、コーホート(同時出生集団、男女 5 歳階級別)ごとに市町で独自に仮定した生残率、純移動率、出生率及び出生性比を適用して 5 年ごとの将来人口を推計した。
給水区域内人口	給水区域内人口は以下の式で算出した。 給水区域内人口 ＝行政区域内人口×(H30 給水区域内人口÷H30 行政区域内人口)
給水普及率	給水普及率は、平成 30 年度で 99.2%である。将来的には、最大で 100%を目標値として設定した。
給水人口	給水人口は以下の式で算出した。 給水人口＝給水区域内人口×給水普及率

給水人口の算出結果を表 3-2、図 3-1に示す。

将来の給水人口は、令和元年度実績に対して、令和 12 年度は 18%減の 78,828 人に、令和 47 年度は 60%減の 38,778 人まで減少する見込みである。

◆ コーホート要因法について ◆

年齢別人口の加齢に伴って生ずる年々の変化をその要因(死亡、出生及び人口移動)ごとに計算して将来の人口を求める方法である。

表 3－2 給水人口の実績値と推計値

給水人口 (人)	実績									
	平成17年度 (2005)	平成18年度 (2006)	平成19年度 (2007)	平成20年度 (2008)	平成21年度 (2009)	平成22年度 (2010)	平成23年度 (2011)	平成24年度 (2012)	平成25年度 (2013)	平成26年度 (2014)
秩父広域	101,630	100,510	106,777	105,774	104,616	107,666	106,757	105,573	104,311	102,900
給水人口 (人)	実績									
	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)					
秩父広域	101,810	97,462	96,001	94,613	96,267					
給水人口 (人)	推計									
	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)
秩父広域	93,313	91,973	90,750	89,492	88,208	86,898	85,569	84,251	82,915	81,567
R1比	0.969	0.955	0.943	0.930	0.916	0.903	0.889	0.875	0.861	0.847
給水人口 (人)	推計									
	令和11年度 (2029)	令和12年度 (2030)	令和13年度 (2031)	令和14年度 (2032)	令和15年度 (2033)	令和16年度 (2034)	令和17年度 (2035)	令和18年度 (2036)	令和19年度 (2037)	令和20年度 (2038)
秩父広域	80,204	78,828	77,548	76,250	74,942	73,622	72,294	71,026	69,751	68,462
R1比	0.833	0.819	0.806	0.792	0.778	0.765	0.751	0.738	0.725	0.711
給水人口 (人)	推計									
	令和21年度 (2039)	令和22年度 (2040)	令和23年度 (2041)	令和24年度 (2042)	令和25年度 (2043)	令和26年度 (2044)	令和27年度 (2045)	令和28年度 (2046)	令和29年度 (2047)	令和30年度 (2048)
秩父広域	67,173	65,872	64,617	63,363	62,104	60,845	59,583	58,380	57,200	56,037
R1比	0.698	0.684	0.671	0.658	0.645	0.632	0.619	0.606	0.594	0.582
給水人口 (人)	推計									
	令和31年度 (2049)	令和32年度 (2050)	令和33年度 (2051)	令和34年度 (2052)	令和35年度 (2053)	令和36年度 (2054)	令和37年度 (2055)	令和38年度 (2056)	令和39年度 (2057)	令和40年度 (2058)
秩父広域	54,894	53,772	52,667	51,582	50,513	49,457	48,419	47,397	46,383	45,388
R1比	0.570	0.559	0.547	0.536	0.525	0.514	0.503	0.492	0.482	0.471
給水人口 (人)	推計									
	令和41年度 (2059)	令和42年度 (2060)	令和43年度 (2061)	令和44年度 (2062)	令和45年度 (2063)	令和46年度 (2064)	令和47年度 (2065)			
秩父広域	44,405	43,436	42,475	41,530	40,600	39,682	38,778			
R1比	0.461	0.451	0.441	0.431	0.422	0.412	0.403			

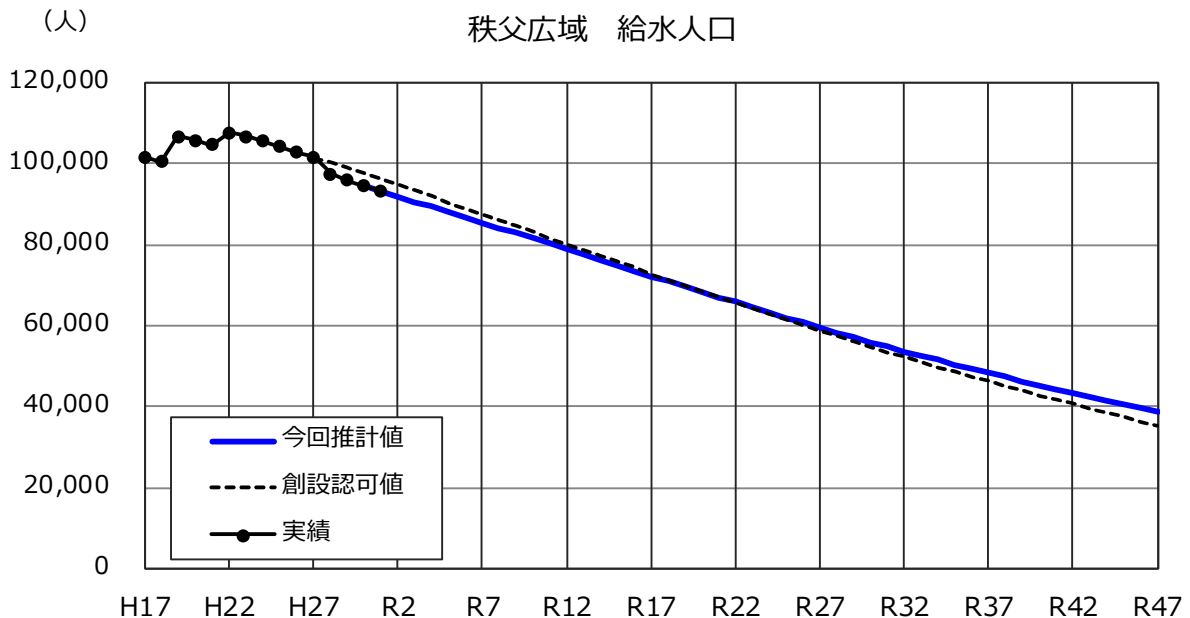


図 3－1 給水人口の実績値と推計値

3-2. 水需要の予測

1) 有収水量

将来の有収水量の推計方法は表 3-3のとおりである。

表 3-3 有収水量の推計方法

項目	推計方法
生活用 有収水量	以下の式を用いて将来の生活用有収水量を算出した。 $\text{生活用有収水量} = \text{給水人口} \times \text{生活用原単位}$ 秩父地域水道事業広域化基本構想・基本計画の水需要予測によると、過去 10 年間の生活用原単位の実績値は、節水機器の普及や節水意識の向上により減少傾向で推移している。給水人口の減少に加え、生活用原単位も減少する見込みであることから、生活用有収水量は減少傾向で推移すると考えられる。 なお、生活用原単位の将来推計は、過去 10 年の実績を用いて時系列式で推計した。複数の時系列式により推計し、相関係数が高い式を採用した。生活用原単位の下限值は、全国的な傾向として「新水道ビジョン策定検討会(参考資料)」で公表されている値を参考にした。
業務営業用 有収水量	秩父地域水道事業広域化基本構想・基本計画の水需要予測によると、過去 10 年間の業務営業用水量の実績値は減少傾向を示している。要因としては、社会経済活動(景気)の影響が考えられるため、今後も減少傾向が継続すると考えられる。そこで、過去 10 年の実績を用いて、複数の時系列式により推計し、相関係数が高い式を採用した。
工場用有収水量	同上
その他用水量	過去 10 年間の実績から平成 30 年度実績で一定とした。
有収水量	有収水量は以下の式で算出した。 $\text{有収水量} = \text{生活用水量} + \text{業務営業用水量} + \text{工場用水量} + \text{その他用水量}$

有収水量の算出結果を表 3-4、図 3-2に示す。

将来の有収水量は、令和元年度実績に対して、令和 12 年度は 12%減の 27,619m³/日に、令和 47 年度は 45%減の 17,171m³/日まで減少する見込みである。

有収水量 (m ³ /日)	実績									
	平成17年度 (2005)	平成18年度 (2006)	平成19年度 (2007)	平成20年度 (2008)	平成21年度 (2009)	平成22年度 (2010)	平成23年度 (2011)	平成24年度 (2012)	平成25年度 (2013)	平成26年度 (2014)
秩父広域	37,437	36,712	38,142	37,382	36,330	36,438	35,325	34,991	34,149	33,144
有収水量 (m ³ /日)	実績									
	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)					
秩父広域	32,650	31,934	32,293	32,362	31,514					
有収水量 (m ³ /日)	推計									
	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)
秩父広域	31,928	31,503	31,100	30,707	30,313	29,923	29,534	29,151	28,765	28,382
R1比	1.013	1.000	0.987	0.974	0.962	0.950	0.937	0.925	0.913	0.901
有収水量 (m ³ /日)	推計									
	令和11年度 (2029)	令和12年度 (2030)	令和13年度 (2031)	令和14年度 (2032)	令和15年度 (2033)	令和16年度 (2034)	令和17年度 (2035)	令和18年度 (2036)	令和19年度 (2037)	令和20年度 (2038)
秩父広域	27,995	27,619	27,257	26,901	26,547	26,188	25,832	25,488	25,146	24,811
R1比	0.888	0.876	0.865	0.854	0.842	0.831	0.820	0.809	0.798	0.787
有収水量 (m ³ /日)	推計									
	令和21年度 (2039)	令和22年度 (2040)	令和23年度 (2041)	令和24年度 (2042)	令和25年度 (2043)	令和26年度 (2044)	令和27年度 (2045)	令和28年度 (2046)	令和29年度 (2047)	令和30年度 (2048)
秩父広域	24,468	24,124	23,797	23,460	23,135	22,810	22,482	22,172	21,863	21,565
R1比	0.776	0.766	0.755	0.744	0.734	0.724	0.713	0.704	0.694	0.684
有収水量 (m ³ /日)	推計									
	令和31年度 (2049)	令和32年度 (2050)	令和33年度 (2051)	令和34年度 (2052)	令和35年度 (2053)	令和36年度 (2054)	令和37年度 (2055)	令和38年度 (2056)	令和39年度 (2057)	令和40年度 (2058)
秩父広域	21,274	20,986	20,703	20,422	20,150	19,880	19,616	19,356	19,099	18,846
R1比	0.675	0.666	0.657	0.648	0.639	0.631	0.622	0.614	0.606	0.598
有収水量 (m ³ /日)	推計									
	令和41年度 (2059)	令和42年度 (2060)	令和43年度 (2061)	令和44年度 (2062)	令和45年度 (2063)	令和46年度 (2064)	令和47年度 (2065)			
秩父広域	18,597	18,352	18,109	17,870	17,634	17,400	17,171			
R1比	0.590	0.582	0.575	0.567	0.560	0.552	0.545			

表 3-4 有収水量の実績値と推計値

※閏年は実績水量を 366 日で除して算出した。

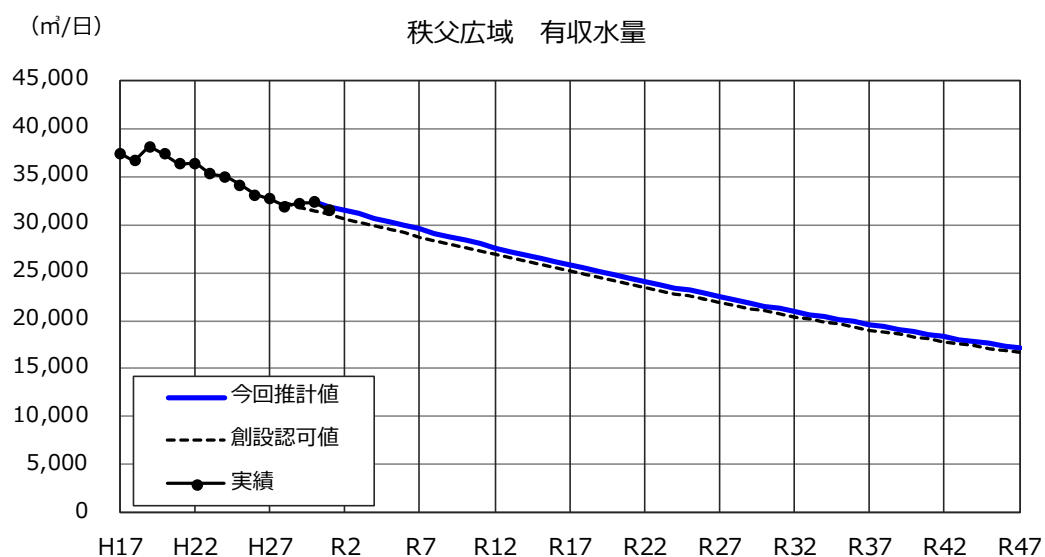


図 3-2 有収水量の実績値と推計値

2) 一日平均給水量

将来の一日平均給水量の推計方法は表 3-5のとおりである。

表 3-5 一日平均給水量の推計方法

項目	推計方法
有効率	平成 28 年度に水道事業を統合してから有効率は約 80%を推移しており、平成 30 年度で 78.8%である。 今後は、漏水調査や老朽管更新事業により一層取り組むことを前提とし、国の目標値 95%を 15 年後の令和 15 年度に達成するものとした。
有収率	有収率は旧 4 水道事業それぞれの有効率から有効無収率を差し引いた。 $\text{有収率} = \text{有効率} - \text{有効無収率}$ 有効無収率は、管洗浄用、公衆便所用、公衆飲料用、消火栓用・演習用等の水量及びメータ不感水量などが該当する。
一日平均給水量	一日平均給水量は以下の式で算出した。 $\text{一日平均給水量} = \text{有収水量} / \text{有収率}$

一日平均給水量の算出結果を表 3-6、図 3-3に示す。

将来の一日平均給水量は、令和元年度実績に対して、令和 12 年度は 22%減の 30,963m³/日に、令和 47 年度は 53%減の 18,583m³/日まで減少する見込みである。

一日平均給水量 (m ³ /日)	実績									
	平成17年度 (2005)	平成18年度 (2006)	平成19年度 (2007)	平成20年度 (2008)	平成21年度 (2009)	平成22年度 (2010)	平成23年度 (2011)	平成24年度 (2012)	平成25年度 (2013)	平成26年度 (2014)
秩父広域	43,923	42,904	43,903	42,968	41,910	44,568	43,871	44,415	43,461	43,963

一日平均給水量 (m ³ /日)	実績				
	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)
秩父広域	43,239	40,772	40,805	41,175	39,776

一日平均給水量 (m ³ /日)	推計									
	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)
秩父広域	41,304	40,182	39,169	38,145	37,148	36,183	35,243	34,376	33,487	32,623
R1比	1.038	1.010	0.985	0.959	0.934	0.910	0.886	0.864	0.842	0.820

一日平均給水量 (m ³ /日)	推計									
	令和11年度 (2029)	令和12年度 (2030)	令和13年度 (2031)	令和14年度 (2032)	令和15年度 (2033)	令和16年度 (2034)	令和17年度 (2035)	令和18年度 (2036)	令和19年度 (2037)	令和20年度 (2038)
秩父広域	31,776	30,963	30,218	29,464	28,731	28,342	27,957	27,584	27,214	26,852
R1比	0.799	0.778	0.760	0.741	0.722	0.713	0.703	0.693	0.684	0.675

一日平均給水量 (m ³ /日)	推計									
	令和21年度 (2039)	令和22年度 (2040)	令和23年度 (2041)	令和24年度 (2042)	令和25年度 (2043)	令和26年度 (2044)	令和27年度 (2045)	令和28年度 (2046)	令和29年度 (2047)	令和30年度 (2048)
秩父広域	26,481	26,108	25,754	25,390	25,038	24,686	24,331	23,996	23,661	23,339
R1比	0.666	0.656	0.647	0.638	0.629	0.621	0.612	0.603	0.595	0.587

一日平均給水量 (m ³ /日)	推計									
	令和31年度 (2049)	令和32年度 (2050)	令和33年度 (2051)	令和34年度 (2052)	令和35年度 (2053)	令和36年度 (2054)	令和37年度 (2055)	令和38年度 (2056)	令和39年度 (2057)	令和40年度 (2058)
秩父広域	23,024	22,712	22,406	22,102	21,807	21,515	21,229	20,948	20,670	20,396
R1比	0.579	0.571	0.563	0.556	0.548	0.541	0.534	0.527	0.520	0.513

一日平均給水量 (m ³ /日)	推計						
	令和41年度 (2059)	令和42年度 (2060)	令和43年度 (2061)	令和44年度 (2062)	令和45年度 (2063)	令和46年度 (2064)	令和47年度 (2065)
秩父広域	20,127	19,861	19,598	19,340	19,084	18,831	18,583
R1比	0.506	0.499	0.493	0.486	0.480	0.473	0.467

表 3-6 一日平均給水量の実績値と推計値

※閏年は実績水量を 366 日で除して算出した。

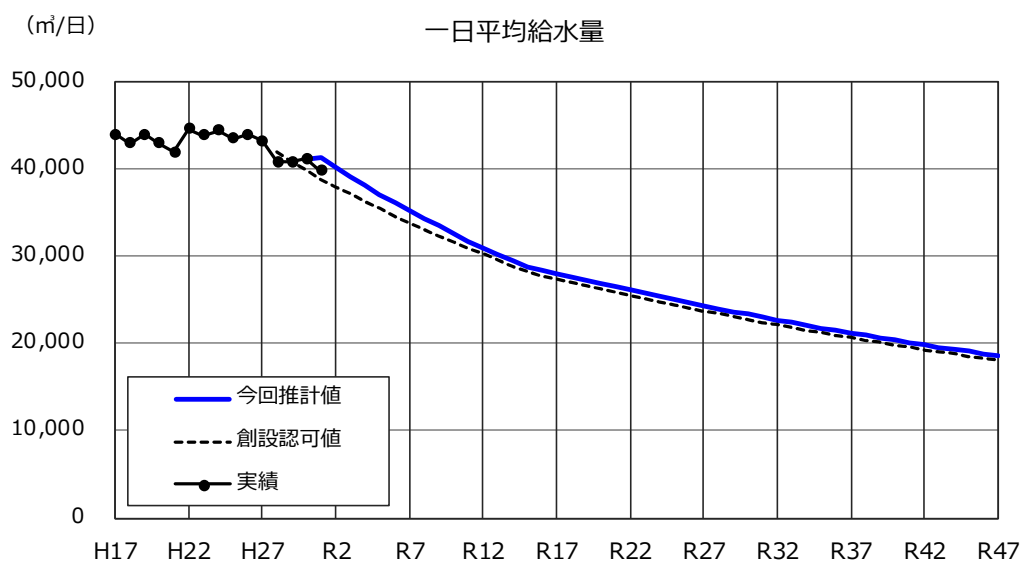


図 3-3 一日平均給水量の実績値と推計値

3－3．料金収入の見通し

「秩父地域水道事業の統合に関する覚書」に基づき、統合から5年後の令和3年度に料金統一を行ったが、ここでは、統合前の各団体が現行の料金水準を維持した場合の料金見通しについて検討を行った。なお、統一料金による将来見通しについては、「5. 投資・財政計画(収支計画)」で検討を行う。

検討結果は図3-4に示すとおり、統合前の料金水準を維持した場合、令和3年度以降は収益的収支がマイナスとなり、赤字経営になる見込みである。建設改良費の財源は、令和7年度までは国からの交付金、構成市町からの繰入金で確保できるが、令和8年度以降は主に自己財源か企業債となり、自己財源に限りがあるため、資金不足となる結果になった。

統合前の料金のままでは将来的に健全経営が維持できなくなると見込まれることから、料金統一にあたっては、適正な料金水準となるように見直し行っている。

◆ 3条と4条について ◆

公営企業の会計は、収益的収支(損益勘定)と資本的収支(資本勘定)に区分され、地方公営企業法施行規則の予算様式に基づき、収益的収支は3条、資本的収支は4条とよばれている。

収益的収支(3条)は、企業の一事業年度における営業活動により発生する収益とそれに対する費用のことをいう。

資本的収支(4条)は、公営企業の将来の経営活動に備えて行う建設改良費や、建設改良に係る企業債償還金などの投資的な支出及びその財源となる収入のことをいう。

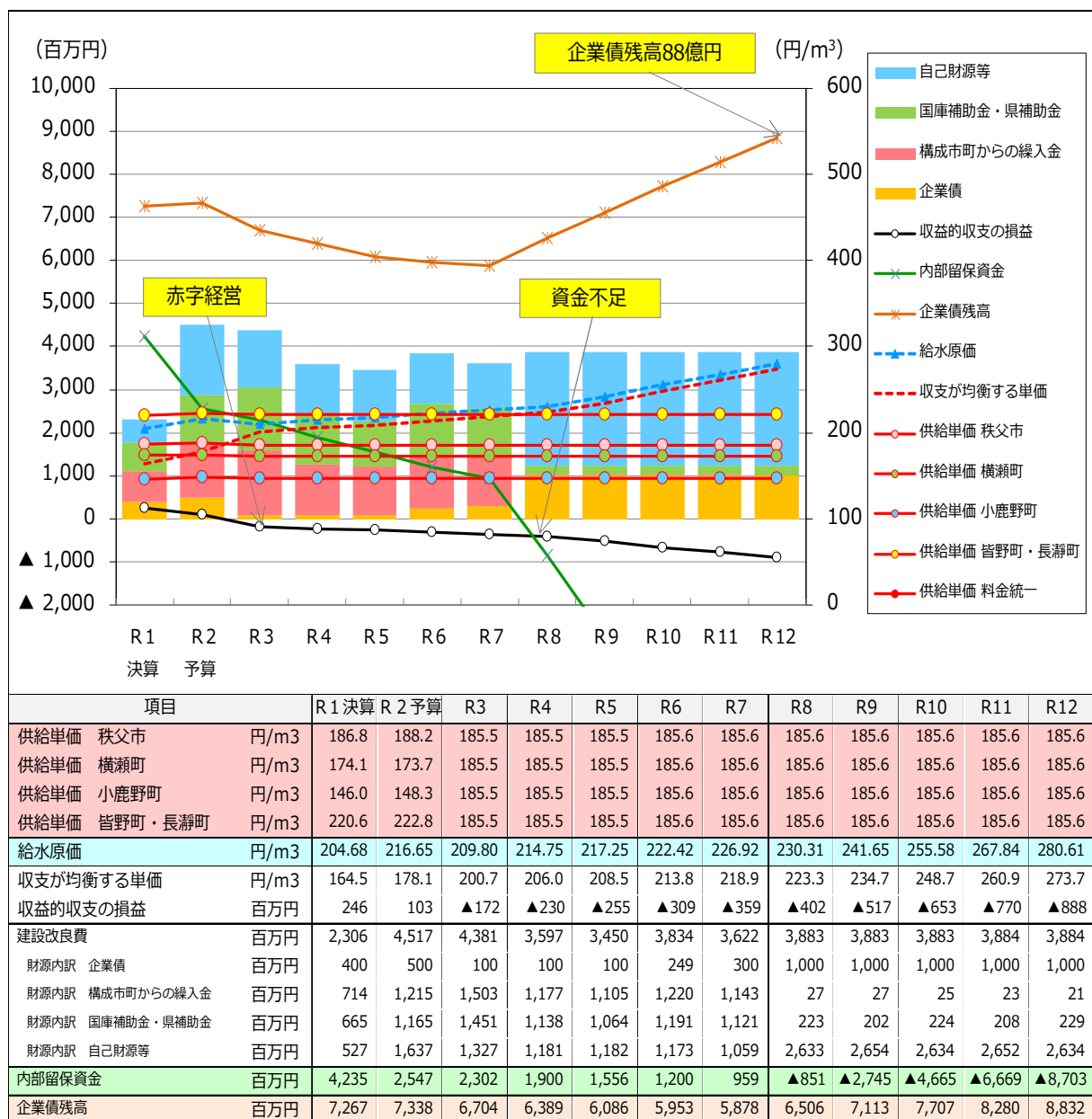


図 3-4 現行料金を維持した場合の財政シミュレーション

3-4. 施設の見通し

平成28年4月から秩父市、横瀬町、小鹿野町及び皆野・長瀬上下水道組合(皆野町、長瀬町)の水道事業を統合した。統合後は、施設の一体的な管理を行うため、広域化施設整備計画に基づき施設の統廃合事業を行っている。

施設の統廃合により、取水施設は47か所から33か所に、浄水場は41か所から26か所にするこ
とで、今後の更新費用が抑制できるとともに、施設が減少することにより維持管理費の縮減も可能と
なる。

表 3-7 取水施設数

	① 統 合 前	統 合 の 場 合		④ 廃止施設 ①-③
		②令和7年度ま で	③令和8年度以 降	
秩父広域	47 か所	39 か所	33 か所	14 か所

表 3-8 浄水場数

	① 統 合 前	統 合 の 場 合		④ 廃止施設 ①-③
		②令和7年度ま で	③令和8年度以 降	
秩父広域	41 か所	32 か所	26 か所	15 か所

将来の更新需要は、図 3-5に示すとおり、令和3年度から令和12年度までの10年間は331億
円(年平均33億円)の事業費を見込んでいる。令和3年度から令和7年度までの5年間は、広域
化事業が128億円と全体の79%を占めている。令和8年度から令和12年度までの5年間は、管
路が109億円と全体の65%を占めている。

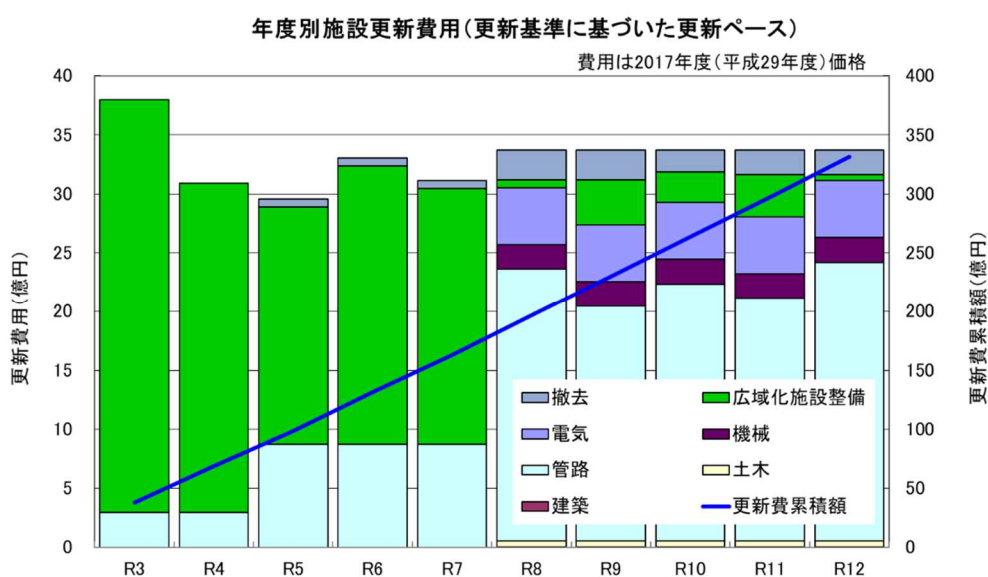


図 3-5 将来の更新需要

表 3-9 水道広域化の施設整備計画

水道 事業体名	施設・管路ルート名	浄水場			浄水場と合わせて 廃止する取水施設
		更新	廃止	新規	
秩父市	別所浄水場	○			
	橋立浄水場	○			
	塚越浄水場	○			
	安谷川浄水場	○			
	谷津川浄水場	○			
	栃本浄水場	○			
	大田浄水場		△		赤平川取水施設
	高篠浄水場		○		定峰川取水施設
	石間浄水場	○			
	落合浄水場	○			
	大血川浄水場	○			
	中津川浄水場	○			
	三峰浄水場	○			
	半納浄水場	○			
	南浄水場	○			
	白岩浄水場	○			
	女形浄水場	○			
	大谷日向浄水場	○			
	中郷浄水場	○			
	中双里浄水場	○			
	大指浄水場		△		大指取水施設
	耐震基幹管路Aルート			○	
	耐震基幹管路Bルート			○	
	新秩父ミュージズパーク配水池への配水ルート			○	
横瀬町	姿見山浄水場		○		姿見山取水施設
	山口浄水場		○		山口取水施設
	寺坂浄水場		△		関の入取水施設
	生川浄水場	○			
	森下浄水場	○			
	大畑浄水場		○		境沢取水施設
	中井浄水場	○			
	初花浄水場	○			
	姿見山配水池への配水ルート			○	
小鹿野町	小鹿野浄水場		○		小鹿野取水施設
	竹平浄水場	○			
	浦島浄水場		○		浦島取水施設
	三山浄水場		○		三山取水施設
	倉尾浄水場	○			
	河原沢浄水場	○			
	煤川浄水場	○			
	新秩父ミュージズパーク配水池			○	
	上記配水池から小鹿野浄水場エリアへの配水ルート			○	
	両神地区への配水ルート			○	
	三山地区への配水ルート			○	
皆野・長瀬	皆野浄水場		○		皆野取水施設
	三沢浄水場		○		三沢取水施設
	金沢浄水場		○		金沢取水施設
	新三沢配水池			○	
	上記配水池への配水ルート			○	
	新金沢配水池			○	
	上記配水池から金沢浄水場エリアへの配水ルート			○	

△：現在休止中の浄水場

※すでに休止中である西岸浄水場については、別所浄水場の配水施設とする計画であり、整備完了次第、浄水場及びその取水施設を廃止する。

また、影森浄水場については、橋立浄水場系の配水施設へと更新する計画であり、整備完了次第、廃止となる。



図 3-6 秩父地域の水道施設整備計画

3－5．組織の見通し

令和 3 年度末の現在の職員数は 46 人であるが、統合後 10 年を経過する令和 8 年度には 35 人になる見込みである。

表 3－10 職員の見通し

	令和 2 年度 (R3/3/31)	令和 7 年度まで	令和 8 年度以降
3 条職員数	30 人	24 人	22 人
4 条職員数	16 人	16 人	13 人
合計	46 人	40 人	35 人

※維持管理の効率的な委託と令和 8 年度以降の工事量の減少が前提となる。

4. 経営の基本方針

経営の基本方針は、広域化基本構想及び広域化基本計画に準じることとする。

4－1. 秩父地域水道のあるべき姿

秩父地域では、「施設更新の増加・耐震化」と「人材・技術力の確保」という技術基盤に関する課題と、「施設・組織の再編成」「経営の健全性の維持」「サービス水準の維持・向上」及び「料金水準の平準化」という経営基盤に関する課題がある。

これらの課題を秩父地域が一体となって解決するため、秩父市、横瀬町、小鹿野町、皆野・長瀬上下水道組合の水道事業を統合し、平成 28 年 4 月 1 日から秩父広域市町村圏組合で水道事業を運営している。

今後は、更なる技術基盤及び経営基盤の強化を図るため、広域化基本構想に掲げる取組を基本に広域化による効果を最大限に引き出せるように事業を運営していく。

4－2. 技術基盤に関する取組

技術基盤を強化するため、水道利用者に安心・安全でおいしい水を安定給水できるように、基幹管路の整備や施設の統廃合などの送配水施設整備計画を進めるとともに管理体制の強化に取り組む。

4－2－1. 施設整備計画

①広域化に伴う施設整備（基幹管路の整備、施設の統廃合）

- 秩父地域の拠点となる別所浄水場と橋立浄水場の整備
- 橋立浄水場から横瀬町方面へ配水できる水道システムの整備
- 別所浄水場から秩父ミュージアムパークを経由し、小鹿野町方面への配水と吉田地区・皆野町方面に配水できる水道システムの整備
- 別所浄水場から皆野町方面へ配水拡大できる水道システムの整備
- 橋立浄水場から高篠地区を経由し、皆野町三沢地区へ配水できる水道システムの整備

②経年施設の更新

- 更新対象となる経年施設の優先的な更新
- 独自の更新基準年数を設定し、施設の延命化やダウンサイジングの可能性を検討した更新計画の実施

③重要施設等の更新

- 重要拠点への給水施設や浄水場への優先的な更新

4－2－2．管理体制の強化

①人材確保、技術力の確保

- 計画的な職員採用の実施によるバランスの良い管理体制の構築
- 内部・外部研修等による人材育成
- 研修体制強化による専門的な知識を持つ技術者の育成

②官民連携の推進

- 効率的な管理体制実現のための民間技術の活用による官民連携の推進

③危機管理体制

- 迅速な給水活動や復旧活動を実現するための「危機管理マニュアル」の見直し
- 埼玉県、関係各機関との連絡体制の構築

4－3．経営基盤に関する取組

経営基盤を強化するため、財源確保、運営管理、サービス対応に取り組む。

4－3－1．財源確保

- 国の補助制度を最大限活用した広域化に伴う整備費用や更新費用の資金調達
- 地方公営企業繰出金を活用した水道事業経営健全化の促進
- 集中的な投資の平準化や更新基準年数の見直しによる無理のない財政需要計画の策定

4－3－2．運営管理

- 効率的な水運用(配水区域の合理的な設定)等による維持管理費の縮減
- 将来における管理体制や委託業務の方向性を考慮した事務所統合の検討
- 民間技術を活用した官民連携を踏まえた職員定数の適正化

4－3－3．サービス対応

- 定期的な料金の見直しによる健全経営の維持
- 地域内の支払方法等を多様化するなど水道利用者の利便性の維持
- 給水区域内の未給水地域の解消

5. 投資・財政計画（収支計画）

5-1. 収支計画のうち投資についての説明

表 5-1に示す投資計画で設定した。

表 5-1 投資計画（税込）

工事費 委託費	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)	令和12年度 (2030)	合計
秩父広域	37.99億円	30.91億円	29.59億円	33.04億円	31.14億円	33.72億円	33.72億円	33.72億円	33.72億円	33.72億円	331.27億円

5-2. 収支計画のうち財源についての説明

5-2-1. 構成市町等からの繰入

一般会計補助金(3条)、一般会計負担金(3条及び4条)、一般会計出資金(4条)、負担金(3条)及び県補助金(4条)については、総務省が定めた繰出基準、県補助要綱等に基づき、計画値で設定した。

「水道料金体系の見直しについて(答申)」(令和元年 12 月 20 日)による料金改定率(17.91%)を補う収入不足額については、料金算定期間である令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間ににおいて、高料金対策補助金として構成市町から補填することとした。ただし、5 年ごとの定期的な見直しを実施することを前提としている。

表 5-2 構成市町等からの繰入

構成市町等からの繰入	令和3年度 2021	令和4年度 2022	令和5年度 2023	令和6年度 2024	令和7年度 2025	令和8年度 2026	令和9年度 2027	令和10年度 2028	令和11年度 2029	令和12年度 2030	合計
一般会計補助金(3条)	376,498	373,602	372,316	371,075	370,334	7,127	6,618	6,123	5,663	5,249	1,894,605
うち高料金対策補助金	362,700	362,700	362,700	362,700	362,700	0	0	0	0	0	1,813,500
一般会計負担金(3条及び4条)	55,377	55,671	93,212	77,164	73,670	74,563	66,630	74,896	68,861	77,100	717,144
一般会計出資金(4条)	1,503,183	1,177,455	1,104,893	1,220,332	1,142,954	27,225	26,969	25,336	23,195	20,844	6,272,386
うち補助事業に係る出資金	1,392,885	1,133,394	1,059,547	1,186,161	1,116,235	0	0	0	0	0	5,888,222
負担金(3条)	2,748	2,748	2,748	2,748	2,748	2,748	2,748	2,748	2,748	2,748	27,480
県補助金(3条及び4条)	1,453,905	1,138,751	1,064,904	1,191,518	1,121,592	223,194	202,675	224,054	208,447	229,752	7,058,792
合計	3,391,711	2,748,227	2,638,073	2,862,837	2,711,298	334,857	305,640	333,157	308,914	335,693	15,970,407

5-2-2. 企業債

以下の条件で企業債を発行した。

企業債の借り入れ条件は、据置期間なし、30年償還とし、貸付利率は2.0%とした。

5-2-3. 給水収益（料金収入）

統合に関する覚書第6条第1項では、「統合後5年以内に料金の統一を行うものとする。」ことを明記している。有識者らによる経営審議会を設置し、令和3年度の水道料金の統一に向けて審議を行い、「水道料金体系の見直しについて(答申)」(令和元年12月20日)が提出された。

水道料金の算出のもととなる給水収益(料金収入)は、料金算定期間を令和3年度から令和7年度までとし、「水道料金算定要領」(平成27年2月、公益社団法人日本水道協会)による総括原価方式に基づき、以下の条件で算定した。

- 条件1: 料金算定期間内(令和3年度～令和7年度)の各年度において、当年度純利益(黒字)を維持すること。
- 条件2: 料金算定期間最終年度(令和7年度)において、内部留保資金を12億円以上確保すること。
- 条件3: 現在、最も低い料金水準である小鹿野町における負担感を軽減するため、小鹿野町における平均改定率が50%以内であること。

上記の条件で、給水収益を算出した結果、答申書における供給単価は218.66円/㎡となったが、激変緩和措置として秩父市の料金に統一することとなり、供給単価は185.90円/㎡となった。

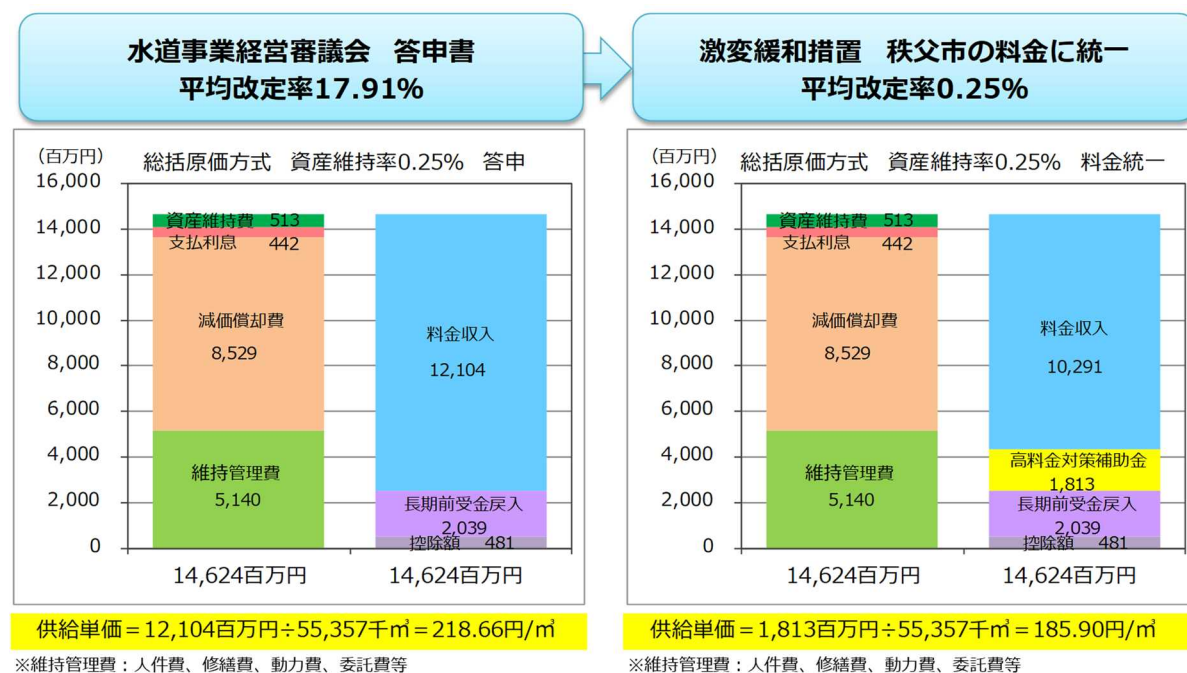


図 5-1 総括原価方式による算定（算定期間：令和3年度～令和7年度）

なお、資産維持率、長期前受金戻入の控除については、以下の事由により設定している。令和 3 年度から令和 7 年度までの措置とし、令和 8 年度以降には料金見直しを行うことを前提としている。

＜資産維持率＞

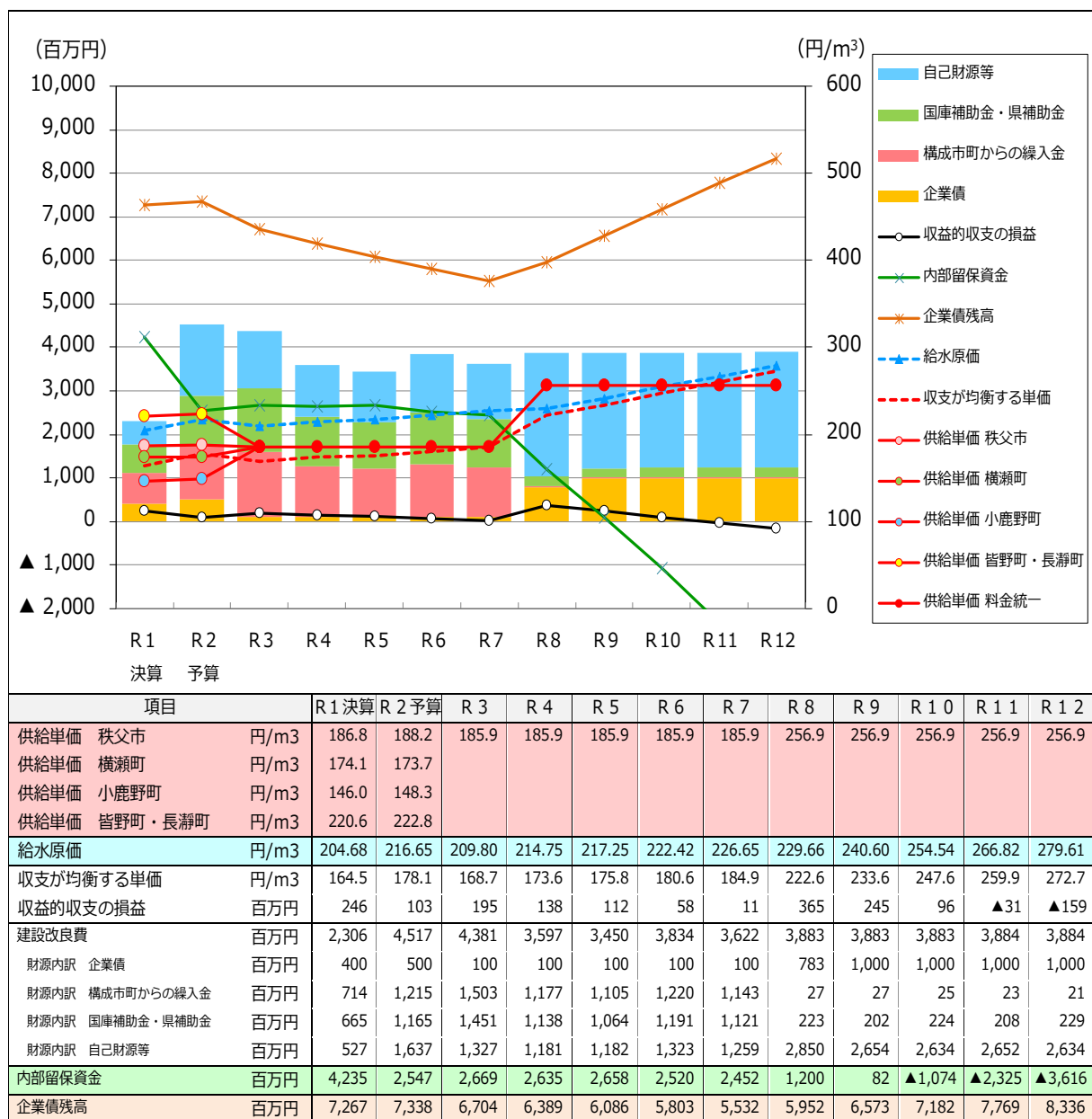
資産維持費を構成する資産維持率については、将来の資金見通しを考慮した場合、当水道事業では 1% が望ましいと考えられるが、料金改定率に及ぼす影響が多岐であるため、定期的な料金見直しを実施することを前提に、0.25% を採用することとした。

＜長期前受金戻入の控除＞

総括原価方式を採用する場合、本来は長期前受金戻入相当額を総括原価から控除しない算定方法をとるが、当水道事業は平成 28 年度の発足以降、広域化施設整備事業に対し多額の費用を投じていることから、総括原価の大部分を占める減価償却費が急激に増加する見込みである。そこで、総括原価が急激に上昇する影響を緩和するためには、長期前受金戻入相当額を総括原価から控除して算定を行うこともやむを得ないとする。この措置により、既存施設の更新財源が不足することになるが、これに充てる財源は企業債の発行を通じて補い、世代間の負担の公平を図りながら、着実に事業を進める必要がある。なお、この措置は、今回の見直しに限る措置であることに留意されたい。

図 5-2 に示すとおり、令和 7 年度までは、当年度純利益(黒字)を維持しつつ、12 億円以上の内部留保資金を確保している。しかし、令和 8 年度以降は、当年度純利益(黒字)を維持しているものの、令和 9 年度以降に内部留保資金が底をつく見込みである。

令和 8 年度以降については、国、埼玉県に対し、令和 8 年度以降の生活基盤施設耐震化等補助金の継続交付の要望を行うとともに、財政収支や料金設定の見直しを図り、当水道事業としての料金の適正化を推進する。



※令和3年度以降は見込み値である。

図 5-2 投資・財政計画の検討結果

5－3．収支計画のうち投資以外の経費についての説明

収益的支出の設定条件は、平成28年度から平成30年度までの実績平均値をベースに設定した。主な勘定科目の設定は以下のとおりであり、人件費は統合による人件費の削減が見込まれるが、委託料については委託拡大に伴う費用の増加が見込まれている。

表 5－3 収益的支出の設定条件

勘定科目	算定方法	経費削減の取り組み
人件費 (千円)	給料・手当等 ＝損益勘定支弁職員数×職員一人当たりの単価 法定福利費、法定福利費引当金繰入額 ＝損益勘定支弁職員数×職員一人当たりの単価 ×1.01N(N年目) 賞与引当金繰入額 ＝損益勘定支弁職員数×職員一人当たりの単価	広域化により3条職員数が減少する見込みのため、人件費は減少する。
委託料 (千円)	実績平均値をベースに、職員数の削減に伴い委託の範囲を拡大する費用を増額した。	
動力費 (千円)	動力費 ＝配水量(千m ³)×配水量1m ³ 当たりの単価(円/m ³)	浄水場廃止に伴う増減分を考慮した。
薬品費 (千円)	薬品費 ＝配水量(千m ³)×配水量1m ³ 当たりの単価(円/m ³)	浄水場廃止に伴う増減分を考慮した。
減価償却費 (千円)	減価償却費 ＝既存分の減価償却費＋新設分の減価償却費	施設の統廃合による更新費用の抑制分を見込んでいる。
資産減耗費 (千円)	資産減耗費＝建設改良費×0.009	
企業債利息 (千円)	据置期間なし、30年償還、貸付利率は2.0%	
割賦購入 償還金利息 (千円)	計画値で設定(令和3年度で終了)	
その他 (千円)	実績平均値一定	

表 5－4 収益の収支

年 度		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
区 分		(決 算)	(予 算)										
収 益 入	1. 営 業 収 益 (A)	2,206,050	2,220,951	2,171,018	2,143,881	2,122,599	2,090,069	2,063,304	2,792,016	2,762,880	2,719,103	2,682,517	2,646,960
	(1) 料 金 収 入	2,142,638	2,152,757	2,110,336	2,083,567	2,062,561	2,030,399	2,004,002	2,732,990	2,704,222	2,660,813	2,624,595	2,589,406
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)												
	(3) そ の 他	63,412	68,194	60,682	60,314	60,038	59,670	59,302	59,026	58,658	58,290	57,922	57,554
	2. 営 業 外 収 益	766,182	756,416	790,468	807,059	819,967	807,523	808,609	441,070	428,982	416,793	407,233	393,301
	(1) 補 助 金	390,249	367,134	379,072	374,608	373,237	371,909	371,080	7,782	7,181	6,593	6,037	5,525
	他 会 計 補 助 金	383,018	363,156	376,498	373,602	372,316	371,075	370,334	7,127	6,618	6,123	5,663	5,249
	そ の 他 補 助 金	7,231	3,978	2,574	1,006	921	834	746	655	563	470	374	276
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入	365,511	367,722	384,635	406,459	420,042	409,971	417,691	424,922	414,186	403,256	394,301	380,881
	(3) そ の 他	10,422	21,560	26,761	25,992	26,688	25,643	19,838	8,366	7,615	6,944	6,895	6,895
収 支 出	収 入 の 計 (C)	2,972,232	2,977,367	2,961,486	2,950,940	2,942,566	2,897,592	2,871,913	3,233,086	3,191,862	3,135,896	3,089,750	3,040,261
	1. 営 業 費 用	2,598,666	2,743,060	2,658,644	2,717,599	2,740,514	2,754,556	2,780,410	2,791,666	2,860,344	2,939,018	3,005,725	3,071,253
	(1) 職 員 給 与 費	258,483	220,557	186,768	187,200	187,608	188,040	188,472	173,162	173,558	173,976	174,372	174,790
	給 料 ・ 手 当 等	199,659	173,217	132,720	132,720	132,720	132,720	132,720	121,660	121,660	121,660	121,660	121,660
	退 職 給 付 費												
	そ の 他	58,824	47,340	54,048	54,480	54,888	55,320	55,752	51,502	51,898	52,316	52,712	53,130
	(2) 経 費	904,083	969,253	900,814	889,013	863,987	862,674	838,144	826,290	822,974	818,995	815,480	812,084
	動 力 費 ・ 薬 品 費	181,869	209,017	180,924	176,182	166,707	161,946	147,882	140,644	137,325	133,344	129,826	126,428
	修 繕 費	134,668	166,151	120,293	120,293	120,293	120,293	120,293	120,293	120,293	120,293	120,293	120,293
	委 託 費	425,581	376,555	409,058	409,058	404,459	404,459	397,305	394,860	394,860	394,860	394,860	394,860
支 出	そ の 他	161,965	217,530	190,539	183,480	172,528	175,976	172,664	170,493	170,496	170,498	170,501	170,503
	(3) 減 価 償 却 費	1,436,100	1,553,250	1,571,062	1,641,386	1,688,919	1,703,842	1,753,794	1,792,214	1,863,812	1,946,047	2,015,873	2,084,379
	2. 営 業 外 費 用	127,762	116,536	107,673	95,813	89,905	84,728	80,556	76,883	86,907	101,033	114,899	128,343
	(1) 支 払 利 息	125,138	112,491	99,288	92,383	86,475	81,298	77,126	73,453	83,477	97,603	111,469	124,913
	(2) そ の 他	2,624	4,045	8,385	3,430	3,430	3,430	3,430	3,430	3,430	3,430	3,430	3,430
	支 出 の 計 (D)	2,726,428	2,859,596	2,766,317	2,813,412	2,830,419	2,839,284	2,860,966	2,868,549	2,947,251	3,040,051	3,120,624	3,199,596
	経 常 損 益 (C)-(D) (E)	245,804	117,771	195,169	137,528	112,147	58,308	10,947	364,537	244,611	95,845	▲ 30,874	▲ 159,335
	特 別 利 益 (F)	153	182										
	特 別 損 失 (G)	373	909										
	特 別 損 益 (F)-(G) (H)	▲ 220	▲ 727										
流 動	当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)	245,584	117,044	195,169	137,528	112,147	58,308	10,947	364,537	244,611	95,845	▲ 30,874	▲ 159,335
	繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)												
	流 動 資 産 (J)	5,039,435	4,451,095	3,418,657	3,375,916	3,391,973	3,242,569	3,166,014	2,156,721	1,029,458	▲ 141,776	▲ 1,404,304	▲ 2,706,815
	う ち 未 収 金	714,390	1,303,822	702,742	693,828	686,833	676,123	667,333	910,086	900,506	886,051	873,990	862,272
	流 動 負 債 (K)	1,211,492	1,498,829	1,868,457	1,602,237	1,535,307	1,647,265	1,571,081	1,671,663	1,683,087	1,704,964	1,725,863	1,734,888
	う ち 建 設 改 良 費 分	428,815	441,823	415,371	402,506	382,818	371,006	363,019	379,499	390,841	412,634	433,445	442,382
	う ち 一 時 借 入 金												
	う ち 未 払 金	744,666	889,906	1,415,075	1,161,720	1,114,478	1,238,248	1,170,051	1,254,153	1,254,235	1,254,319	1,254,407	1,254,495
	累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)												
	地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (L)												
流 動	営 業 収 益 ー 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)	2,206,050	2,220,951	2,171,018	2,143,881	2,122,599	2,090,069	2,063,304	2,792,016	2,762,880	2,719,103	2,682,517	2,646,960
	地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((L)/(M) × 100)												
	健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (N)												
	健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)												
	健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (P)												
	健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((N)/(P) × 100)												

表 5-5 資本的収支

年 度		令和元年度 (決 算)	令和2年度 (予 算)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
区 分													
資本的収支	資本的収入	1. 企業 債 償	400,200	500,000	100,000	100,000	100,000	100,000	782,700	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
		うち 資本 費 平 準 化 債											
		2. 他 会 計 出 資 金	714,104	1,215,227	1,503,183	1,177,455	1,104,893	1,220,332	27,225	26,969	25,336	23,195	20,844
		3. 他 会 計 補 助 金											
		4. 他 会 計 負 担 金	28,734	45,517	37,340	38,176	75,000	60,011	62,239	74,563	66,630	74,896	68,861
		5. 他 会 計 借 入 金											
		6. 国(都道府県)補助金	664,532	1,164,576	1,451,331	1,137,745	1,063,983	1,190,684	1,120,846	222,539	202,112	223,584	208,073
		7. 固 定 資 産 売 却 代 金											
		8. 工 事 負 担 金	4,840										
		9. そ の 他											
		計 (A)	1,812,410	2,925,320	3,091,854	2,453,376	2,343,876	2,571,027	2,426,039	1,107,027	1,295,711	1,323,816	1,300,129
		(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)											
		純 計 (A)-(B) (C)	1,812,410	2,925,320	3,091,854	2,453,376	2,343,876	2,571,027	2,426,039	1,107,027	1,295,711	1,323,816	1,300,129
	資本的支出	1. 建 設 改 良 費	2,306,150	4,516,719	4,381,036	3,596,657	3,450,396	3,833,584	3,622,450	3,882,828	3,883,080	3,883,340	3,883,613
		うち 職 員 給 与 費	101,857		141,712	142,032	142,336	142,656	142,976	116,441	116,701	116,961	117,234
		2. 企 業 債 償 還 金	398,863	428,987	429,205	415,371	402,506	382,818	371,006	363,019	379,499	390,841	412,634
		3. 他会計長期借入返還金											
		4. 他会計への支出金											
		5. そ の 他	398,863	267,836	202,440								
		計 (D)	3,103,876	5,213,542	5,012,681	4,012,028	3,852,902	4,216,402	3,993,456	4,245,847	4,262,579	4,274,181	4,296,247
		資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)	1,291,466	2,288,222	1,920,827	1,558,652	1,509,026	1,645,375	1,567,417	3,138,820	2,966,868	2,950,365	2,996,118
	補填財源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	620,737	1,669,112	1,800,827	1,438,652	1,389,026	1,525,375	1,447,417	3,018,820	2,846,868	2,830,365	2,876,118
		2. 利 益 剰 余 金 処 分 額											
		3. 繰 越 工 事 資 金											
		4. そ の 他	462,343	619,110	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000
		計 (F)	1,083,080	2,288,222	1,920,827	1,558,652	1,509,026	1,645,375	1,567,417	3,138,820	2,966,868	2,950,365	2,996,118
		補 填 財 源 不 足 額 (E)-(F)	208,386										
		他 会 計 借 入 金 残 高 (G)											
		企 業 債 残 高 (H)	7,266,540	7,841,849	6,704,138	6,388,767	6,086,261	5,803,443	5,532,437	5,952,118	6,572,619	7,181,778	7,769,144

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度		令和元年度 (決 算)	令和2年度 (予 算)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
区 分													
収益的収支	収益的収支	388,631	391,536	397,906	394,387	392,559	392,035	390,235	9,875	9,366	8,871	8,411	7,997
	うち 基 準 内 繰 入 金	24,194	25,573	14,119	11,367	10,228	9,136	8,548	8,198	7,848	7,516	7,222	6,977
	うち 基 準 外 繰 入 金	364,437	365,963	383,787	383,020	382,331	382,899	381,687	1,677	1,518	1,355	1,189	1,020
資本的収支	資本的収支	742,838	1,260,744	1,540,523	1,215,631	1,179,893	1,280,343	1,205,193	101,788	93,599	100,232	92,056	97,944
	うち 基 準 内 繰 入 金	736,222	1,253,990	1,533,628	1,208,592	1,172,707	1,273,008	1,197,705	94,143	85,795	92,265	83,923	89,642
	うち 基 準 外 繰 入 金	6,616	6,754	6,895	7,039	7,186	7,335	7,488	7,645	7,804	7,967	8,133	8,302
合 計		1,131,469	1,652,280	1,938,429	1,610,018	1,572,452	1,672,378	1,595,428	111,663	102,965	109,103	100,467	105,941

6. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

当水道事業では、広域化に係る国の補助制度を最大限活用し、老朽化した施設の更新を積極的に実施するため、年間 33 億円前後の事業を実施する計画とした。

統合前の更新事業は、地域全体で年間 10 億円前後の規模であったが、統合後 10 年間については、国庫補助対象事業を中心に約 3 倍の事業規模となるため、計画的な資金調達と事業の進捗管理が重要となってくる。

また、統合時からの懸案事項であった 1 市 4 町の水道料金が令和 3 年 4 月 1 日に統一された。この水道料金の統一においては、組合水道事業経営審議会から平均 17.91%の改定率と他 4 項目の答申、5 項目の付帯意見が示された。答申を受け、組合理事会において協議し、答申どおりの料金統一を実施した場合、地域により大幅な改定率を生じることが予想されたため、住民生活、企業活動に及ぼす影響を考慮し、現在の基準料金体系である秩父市の料金体系に統一することとした。しかしながら、必要とされた収入金額を新料金体系では賄うことはできないため、構成市町一般会計からの繰入金により補填することで収入不足分を補うこととなった。

また、令和 2 年に発生した新型コロナウイルス感染拡大による影響を考慮し、料金値上げとなる横瀬町、小鹿野町においては統一料金の適用を 6 か月間先送りする措置もとられた。

厳しい経営状況のもとでの事業運営となるため、整備計画の進捗管理と定期的な収支計画の見直しを行うとともに、5 年ごとの料金見直しによる水道料金の適正化が、水道事業の健全経営を維持する上で極めて重要となる。

経営戦略による投資・財政計画において、更新事業の資金となる企業債や国庫補助金、構成市町からの出資金等の資金調達が重要な要素となることから、状況に応じて計画の検証をしていくこととなる。よって、令和 8 年度以降の生活基盤施設耐震化等補助金の継続交付については、国や埼玉県に対して要望し、更新費用の財源の確保に努めていく。

本経営戦略については策定後 5 年を目途にローリングを行い、現況に合わせた経営を進めるよう見直しを図っていくとともに、更新事業についても毎年度事業の評価等を行いながら進捗管理を徹底していく。

また、統合前の水道事業体では、それぞれ事務効率向上に努めていたことから、単独での事務改善は限界を迎えていたが、広域化したことで、更なる経営・事務改善の可能性が生じた。今後は、「業務の共同化・標準化」「事務所の統廃合」「業務の委託化」などを進めることで更に改善できるかを調査研究し、経営戦略の改定時に随時盛り込んでいきたい。